

○防衛省告示第八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び使用区域変更が令和二年一月十日次のとおり決定された。

令和二年一月十四日

防衛大臣 河野 太郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二〇	金武ブルー・ビーチ	沖縄県国頭郡金武町	国有	土地…約一一、〇〇〇平方メートル
	訓練場		民有	土地…約二四〇、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。

◎使用区域変更

使用期間…令和二年一月十日から同年二月十五日までの間

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

六〇三七 嘉手納飛行場 那覇市

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所の移転に伴い、本施設の使用区域の一部を次のとおり変更する。

変更前の区分・数量

国有 建物…約七〇平方メートル

国有 工作物…通信装置等

変更後の区分・数量

国有 建物…約九〇平方メートル

国有

工作物・通信装置等